

保育所・幼稚園におけるジェンダーをめぐる課題

金子省子

(保育学研究室)

青野篤子

(松山東雲女子大学)

(平成15年10月23日受理)

Problems of Gender in Day Nurseries and Kindergartens

Seiko KANEKO and Atsuko AONO

1. はじめに

教育は当該文化の伝達と再生産の機能を担うことから、子どものジェンダー形成にも大きな影響力をもっていると言える。しかし、同時にジェンダーを解消し男女平等な社会を形成するうえで、教育が担う役割は重要であり、教育の場そのものから性差別をなくする取り組みは不可欠である。

学校教育については、主として制度面での性による不平等を問題とした時代から、学校における「隠れたカリキュラム」すなわち、学校における学習の過程、学校生活のなかで、無自覚・無意識のうちに伝達されている知識・文化・規範をも含めて問題とする時代へと変化してきた¹⁾。近年では、男女共同参画関連事業において、教師向けのガイドブックや児童・生徒を対象とした副読本の作成がなされるなど、学校現場で活用し得る情報量は増加してきた。しかし、一部の保護者や教師を除き、特に重要な課題としての認識が定着しているとは言い難い。また、男女混合名簿の意味づけが子どもや保護者に不明確なまま導入されるような事態や、性別による偏りを問題視し改善に向けて具体的な取り組みを行うこと自体を揶揄する言説がみられるようになっている。

学校教育に関する過去及び現状の認識において、また教育の場の具体的取り組みについて、性差の捉え方と平等に関する認識の相違が、異なる見解を生んでいるのは事実である。性差別を問題とする人々は、不平等再生産の場として学校を批判すると同時に、その変革の場としての期待を寄せてきたが、そのような問題意識が広く共有されているとは言い難いのもまた事実である。学校よりも家庭やメディア環境などの影響を重くみることで、学校についてはほとんど検討の余地がないかのような見方も根強い。

本稿では、このような状況をふまえながら、保育の場におけるジェンダーについての先行実践や研究の検討を行い、現在筆者らが実施している保育所・幼稚園での予備調査も参考にしながら、実践・研究上の課題を明らかにする²⁾。その際、保育の場そのものを平等なものとするとともに、より積極的にジェンダーの視点をもち性差別を解消する主体を形成するという問題を視野に入れながら検討していく。

2. 「ジェンダー・フリー教育・保育」の定義をめぐって

「ジェンダー」(gender)の語は、近年、「社会的・文化的性(別)」の意で用いられ、教育とのかかわりでは、性差を生み出す社会的要因の影響を明らかにし、性別にかかわらず一人ひとりの個性が発揮される環境を創り出すために有効な概念として用いられている。実際、いわゆる男女共同参画にかかわる研修や学習講座なども含め、幅広い年代の人々に性差別への問題意識を形成するような働きかけにおいては、こうした定義づけが有効に機能してきたと考えられる。

ところで、こうした学習の場においては、身体的性別(sex)と対立するようなジェンダーの説明がされることも多く、これにより、身体的性別についての知識も社会的過程のなかにあるという点が見逃されるという問題が指摘される。この問題点を明確にしつつ、先にみたような用法をも包含できるようなジェンダーの語の定義をすべきとの指摘がある³⁾。

また、従来の男女平等教育にかわり、広く用いられるようになった「ジェンダー・フリー教育」という表現が、誤解を生みやすい面があることも指摘されている。この言葉は、東京女性財団の教師向けガイドブックの普及を機に広く知られるようになったとされている。この中では、主に制度・待遇面での不平等を問題にしてきた歴史をふまえ、「心や文化の問題」をテーマにするために「ジェンダー・フリー」を用いるとしており、「性別にこだわらず、性別にとらわれずに行動すること」と解説されている⁴⁾。この「ジェンダー・フリー教育」という表現についても、ジェンダーを「性別により割り当てられた関係を問題とする分析概念」として用いた場合には、ジェンダー・フリーという表現では問題があり、固定化された性差観(ジェンダー・バイアス)を変革する教育環境をつくるという点で、「ジェンダー・バイアス・フリー教育」が妥当との指摘がある⁵⁾。

現状では、ジェンダー・フリーという言葉は、用語の定義としても、また現場の対応でも単純に「同じにする」ことがフリーであり平等などの誤解を生むことがある。そこで、現にある性差別やジェンダー、さらに作られた性差に敏感になり、それを是正するという意味で「ジェンダー・センシティブ(ジェンダーに敏感な視点)」の重要性も強調されている⁶⁾。

以上のような指摘に留意しながら、本稿では、「ジェンダー・フリー教育」を学校現場など教育の場そのものを平等なものとするとともに、授業などを通してより積極的に性差別を解消していく取り組みを含むものと捉える。すなわち、学校における平等と学校教育を通しての平等の達成を含むものである。もちろん学校という場だけでなく、家庭をはじめ社会教育の場など生涯にわたる教育の重要性は言うまでもないが、専門家(集団)が子ども(集団)にかかわる学校を拠点として捉えていくのであり、乳幼児期に焦点化し保育所や幼稚園を中心として検討するにあたっては、ジェンダー・フリー保育という表現を用いることにする。

3. ジェンダーの問題の意識化を阻むもの - 乳幼児期の発達的特徴との関係

平成11年改訂の保育所保育指針には、「子どもの人権の尊重」、「文化の違いの理解と異文化の尊重」そして、「性差、個人差にも配慮しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること」が盛り込まれた⁷⁾。ジェンダーの問題について、必ずしも現場での関心が高まったとは言えず、ここでの「性差」とは何を指すのかといった問題もあるが、保育所における子どもの性別役割分業意識の形成について言及されたことは前進と言えるだろう。

日本で行われた心理学の実証的研究において、攻撃性や言語能力など多くの項目についての性差が検討されてきたが、性差がみられたと報告されている項目は、一般に考えられている項目よりはるかに少ないものである⁸⁾。ただし、ジェンダー形成における個人差や生物学的差異の影響をどのように捉えるかなど、異なる見解があるのも事実である。保育所保育指針の「性差」を日常的な実践のなかでいかに捉え、かかわるかを考えるとき、保育者個々人の経験や価値観に基づくジェンダー観について、自覚的になり、同時に点検・学習する機会をより多くの保育者のものとしていくことが求められる。

ここでは、乳幼児期のジェンダー形成に関する先行研究の知見から、ジェンダーの問題を直視することの難しさに関係すると思われる乳幼児期の発達的特徴を、3点指摘しておきたい。

まず第1に、小学校段階では、既に子どもが身につけているジェンダー・ステレオタイプ⁹⁾があるという前提で、これに対して問いかけていく授業がみられる。例えば、職業について取り上げた授業で、男性の職種とみなされてきたような仕事についている女性の例を挙げたり、その逆を知らせたりするなどの取り組みはよく知られている。一方、より低い年齢段階の保育所や幼稚園では、出生時から既に男女で異なる環境条件の影響を受けてジェンダー・ステレオタイプ形成がされているという捉え方自体が成立しにくい面があると考えられる。これが、保育者にジェンダーの問題が意識化されにくい背景の1つと言えるだろう。

また、ジェンダーの形成過程に関する先行研究では、子ども自身がその「性別」にふさわしい行為や物の選択を行おうとすること、おとなやメディアの影響だけでなく、子ども同士が及ぼす影響があることが指摘されている。さらに、小学生と幼児では幼児の方が性別に関する捉え方において柔軟でないとの指摘がなされている¹⁰⁾。このように、「子どもが育つ過程＝ジェンダー・ステレオタイプの習得過程」として肯定的に捉えやすいため、問題として取り上げその変容に積極的にかかわることが困難になると考えられる。これが第2の問題点である。

ジェンダーの形成過程に関して、理論的立場は異なるものの、現在の日本では一般には3歳前後から子どもの性自認が始まることが知られている。そして、その事実に基づいて幼児期以降、集合や整列、グループ分けなどの際に「男/女」が活用されることもあった。このように、子ども自身が理解しやすい有効な区分として活用されてきたこと、幼児期では実際上の有用性が特に高いということが第3に指摘される点である。

4. 保育所・幼稚園にかかわる実践の検討

(1) 保育所・幼稚園にかかわる動向

小学校段階での男女混合名簿の導入による教師や子どもの意識・行動の変化に関する報告、小・中学校におけるジェンダーに関連する授業実践や小・中学生向けの副読本の作成などに比べると、保育所や幼稚園についてのジェンダー・フリーの取り組みは、多いとは言えない。

現在、日本の子どもの大多数は、保育所か幼稚園に在籍した後小学校に入学する。保育所と幼稚園は、実態としての地域差はあるとしても、前者が児童福祉施設として、後者は幼児教育の場としての位置づけを与えられ、今日に至っている。

保育所の利用理由はすべてが保護者の就労とは言えないものの、働く親と子どもを支えてきたという点で、歴史的には、性別役割分業のしくみをこえる側面をもってきた。また近年では、千葉県松戸市のように、子ども育成計画（平成10年3月策定）に、男女共同参画プラン（平成10年4月策定）のジェンダーの視点が取り入れられ、市内の保育所の保育実践の見直しへと大きな影響力をもち、全国的に注目された地域もある。

一方、幼稚園においても、少子化と母親の就労増を背景に、預かり保育が普及するなど、家族の生活の変化への対応が急速に進んできた。また、その所管庁である文部科学省では、男女共同参画社会基本法の施行及び中教審答申（平成10年6月）を受け、乳幼児の保護者を対象とした学習プログラムの開発や幼稚園等を含む地域社会全体で取り組むモデル的な事業を推進してきており、各地の「0歳からのジェンダー教育推進事業」の取り組みが注目される¹¹⁾。

なお、一部の保育所を中心として進められてきた「同和保育」に基づく「人権保育」への動き、幼稚園段階における「人権教育」のあり方をみると、保育所・幼稚園における「人権」と「ジェンダー」の視点との関係に関する理論的な整理、具体化に関する検討は十分になされているとは言えないのが現状である。

(2) 2つの地域の取り組みから

ここでは、行政が主導的な役割を担った千葉県松戸市の「ふりーせる保育」、及び文部科学省によるジェンダー教育推進事業の各地での展開の代表的な事例として、山梨県立女子短期大学ジェンダー・フリー教育プログラム研究会の取り組みをみておきたい。

松戸市の「ふりーせる保育」は、「自由(freedom)、安心(relief)、自信(self-confidence)」の頭文字からとった造語で、子どもを権利行使の主体として位置づける子どもの権利条約とジェンダー・フリー保育の理念を基盤としている。研修を重ねた保育者によるモデル園（3公立保育所）での実践をもとに市内保育所での取り組みを進め、保育所の保護者を対象に発行した17回の通信をもとに、保護者向けガイドブックの作成も行われている¹²⁾。モデル園のなかには、子どもの自己決定を鍵として保育形態も含めて大胆に見直した園があり、食事に関する事など「ふりーせる保育」に対し批判された内容は、必ずしもジェンダーだけにかかわる部分ではなく、むしろ子どもの自己決定が子どもの発達保障を十分にはなし得ないことへの危惧を表明している¹³⁾。さらに、保育者の行う細かな配慮との関係とともに、子どもにとっての自己決定とおとなのかかわりという新たな視点の提示として受け止め、実際の保育を丁寧に捉えて慎重に議論をする必要があるだろう。

これに対し、山梨県立女子短期大学ジェンダー・フリー教育プログラム研究会による研究・事業の展開をみると、「幼児教育プログラム研究開発事業」(平成11・12年度少子化対策臨時交付金関係事業)を委託され、保育者・保護者の意識調査、研修プログラムと教材開発、教育・啓発活動を行い、ワークショップやテキスト作成による情報発信を行っている。これらの取り組みをもとに、平成13年度文部科学省委嘱の「0歳からのジェンダー教育推進事業」として、研究者、保護者、協力園(幼稚園・保育所)、育児サークルなど地域で活動している人々の連携によりさらに啓発、実践、研究を進めている¹⁴⁾。

このように、全国的にみると、数は少ないものの、1保育所1幼稚園の取り組みではなく、地域的な広がりのある取り組みをみることができる。

モデル園や協力園の取り組みが保育所・幼稚園への広がりをどの程度持ち得るか。これら先駆的な取り組みの後、今後は、いわば結果についての検討が課題となると考えられる。

山梨県立女子短期大学の場合には、大学が実施してきた生涯学習講座と保育者養成校としての特色が生かされた取り組みでもあり、男女共同参画の担当部署、教育委員会、児童福祉関係の部署が連携して進められた部分もある。一方松戸市の例にみるように、保育所と幼稚園が共に取り組むという広がりをもち難い場合もあり、特にこれらの所管庁が異なることが制度面での課題として指摘される。行政主導の場合には、この点の連携が1つの課題と考えられる。幼児期から学童期への継続という点でもこのことは課題と言えるだろう。さらに、フェミニズムに対するバックラッシュが起こり、定着し始めたジェンダー(・フリー)という用語の行政レベルでの見直しなど、全国的に女性政策やジェンダー・フリー教育関連事業が後退している面があることも指摘しておきたい。

5. ジェンダー・フリー保育に関する先行研究

保育実践と同様、幼児期のジェンダー形成と保育環境との関係を実証的に捉えた研究は多いとは言えない。保育所・幼稚園に関して、その環境を捉えようとするとき、日々の保育の実践を捉えるのにふさわしい方法をもつことが必要になる。

まず、保育者や保護者の意識に関する調査研究についてみてみよう。

幼稚園教諭から大学の教員まで、教師の意識と日常生活における性区分のあり方について実施された調査では、幼稚園教諭は相対的にジェンダーに関するとらわれが少ないこと、全体では「男女の違いを積極的に活かす」という意見は少数であるが、「(身体的な)性差などに配慮しつつ平等に」、「意味のない区別をしないことが大切」、そして「積極的に男女平等教育に取り組むべきである」という意見まで、平等に関する認識は一様ではないことが指摘されている¹⁵⁾。また、幼稚園教諭に比べ保護者の方がジェンダーにとらわれているという報告もみられる¹⁶⁾。

幼稚園における観察事象の分析に基づき、ジェンダー問題を取り上げた研究においては、保育者は性別カテゴリーを多用するが、ジェンダー形成というよりも、課題達成のための教室統制の手段としてこれを利用しているという指摘がある。結果として、園児は保育者との相互作用を通して、ジェンダーを1つの解釈コードとして身につけ、現実の構成要素とみなすようになるのだとしている¹⁷⁾。

このほか、保育現場における保育者と幼児、幼児と幼児とのやりとりを観察するだけでな

く、保育者の認知・解釈レベルをも捉えることによりやりとりの背後にある内部過程の分析を行った研究がある。そして、理念としての平等と現実的営為とに折り合いをつける保育者像、幼児期を無性のもつと捉える誤認や性の平等と公平をめぐる混乱が生じていることを明らかにしている¹⁸⁾。

今後は、保育者の意識や保育観とともに、園の保育環境全体とのかかわりでジェンダーを取り上げる研究、方法としては、園のもつ全体的特徴（保育者集団や保護者集団をも含む）をふまえた上での観察とインタビュー調査、保育者の記録の分析を行うことが必要になると考える。今後の実践の拡大をはかるためにも、ジェンダー視点が保育構造全体とどのように関係してくるのかを明らかにする研究が進められることが必要である。

6. ジェンダー・フリー保育をめぐる課題 - 実践・研究上の課題

(1) 実践を推進する上での課題

① 保育者の男女平等に関する問題意識を醸成する。

男女共同参画が時代の言葉となっているが、法制度上の改革が推進されるなかで逆に人々が切実な問題意識をもちにくいことが指摘される。いわゆる「痛覚の不在」が日常化しているとも言えよう。今日、児童虐待やドメスティック・バイオレンスをはじめ家族にかかわる問題を明らかにする上でもジェンダー視点が不可欠となっている。しかし、保護者、子ども、保育者間の関係性において広く重要な視点であることを確認できているとは言えない。

たとえば、保育者自身の身近な体験のなかで切実な問題意識をもち得なかった場合でも、母親と父親への働きかけや男性保育者と女性保育者の関係性などにもかかわるものであるとの認識、子どもに対するかかわりだけでなく、実は、おとなにかかわる課題であることの認識を明確にもてる学習が必要であろう。ジェンダーに敏感な視点なしになされる「個性の尊重」が「らしさ」の温存につながる危険性を指摘しておきたい。

② 保育者と保護者が保育の場とジェンダーに関する学習を共に進める。

筆者らの予備調査のインタビューでは「今の保護者は男女という見方にとらわれていない」という意見もみられたが、一方で「子どもに対し、固定的な捉え方をしている場合には、その子らしさを認めるよう話す」との意見もあった。保育者が保護者を啓発するというのではなく、保育者と保護者が保育者と保護者間、保育者間、保護者間の相違などにも気づきながら、子ども理解とジェンダーの問題を捉えられるような学習機会をもつことが必要だろう。

この問題に限らず、地域における保育者や保護者の学習の機会が保障されていること、保育者集団の日常的な話し合いや保護者との懇談、保育所と幼稚園が共に他園との情報交流を行えるような状況づくりが不可欠と言えるだろう。

③ 保育環境の見直しを進め、ジェンダー・フリー教材の開発・活用を進める。

性別区分の妥当性の検討は、グループ分け、色分けなど細部にわたりチェック項目が示されるようになってきた。これらは隠れたカリキュラムに光を当てるための1つの方法であるが、表面的・機械的な対処に陥る危険性もあり、十分とは言えない。具体的な保育場面に即した保育者のかかわりの検討が不可欠であろう。また、絵本や歌詞など児童文化財のなかのジェンダ

ー・バイアスに敏感になること、これらをどのような方法で位置づけるのかを具体的に検討することも必要と考えられる。

このように、保育の人的・物的環境をジェンダー視点で見直すとともに、教材開発を進め、導入・活用上の留意点を明らかにすることが求められる。近年では、いわゆるジェンダー啓発絵本だけでなく、紙芝居など、子ども自身に考えさせるきっかけになり得る教材開発が始まっている。特に、園独自の手作りの教材は、子どもの日常生活を反映しやすく、また時々の保育の課題とも結びつきやすいことから、注目される。

④保育所、幼稚園が共に取り組む地域の推進体制をつくる。

保育所、幼稚園に関しては、ジェンダーについての学習を進め、新しい取り組みや実践から学びあい、保育所と幼稚園の垣根を取り払って広く取り組みを促すためのしくみづくりが必要である。保育（福祉）、教育、男女共同参画関連分野の連携や、保育者、研究者、保護者などのネットワークを地域の状況に合わせどのように作れるかがジェンダー・フリーの保育を推進する上で大きな鍵を握る。

（２）研究上の課題

ここでは特に先に述べた保育の場に即した②及び③の試みを進めるための研究上の課題として、次の２点を指摘しておきたい。

①保育者のジェンダー理解が子ども理解に及ぼす影響を明らかにする。

保育者のジェンダー観は個々人により異なる面をもつであろうが、保育者（保護者）のジェンダー観が一人ひとりの子ども理解において及ぼす影響を明らかにすることが、表面的な対処でのジェンダー・フリーに終わらない保育のために不可欠の研究課題と考える。

②ジェンダー視点からの人的・物的環境の分析・検討を進める。

同様に見える保育者の行動や環境の構成が、子どもの実態や保育者の意識、園環境全体との関係で異なる意味を付与され異なる結果を生む可能性をもつことに留意し、各園の保育方針や地域の特徴など園独自の条件をふまえながら、保育者の意図と行動、環境構成を捉えることが必要と考える。すなわち保育の日常における文脈の理解が可能となる観察やインタビュー、保育者自身による記録などの研究方法が工夫されなければならないと考える。

7.ま と め

本稿では、ジェンダー・フリー保育の定義に触れ、ついでジェンダーの問題の意識化を阻むものとしての乳幼児期の発達的特徴を指摘した。そして、興味深い実践事例からは、内容面での示唆とともに、取り組みを進める上での、制度面での壁も指摘された。保育の場に関連する先行研究は多いとは言えないが、これまで保育者の意識に関する調査研究のほか、観察と保育者インタビューを組み合わせ、保育者の保育観とジェンダー観を分析することが試みられている。

これらをふまえ、ジェンダー・フリーの保育実践を進める上での課題として、次の４点を指摘した。①保育者の男女平等に関する問題意識の醸成、②保育者と保護者による保育の場とジ

エンダーに関する学習，③保育環境の見直しとジェンダー・フリー教材の開発・活用，④保育所，幼稚園が共に取り組む地域の推進体制づくり，である。そして，研究上の課題としては，第1に，保育者のジェンダー理解が子ども理解に及ぼす影響を明らかにすること，第2に，ジェンダー視点からの人的・物的環境の分析・検討を進めること，を指摘した。もちろん研究と実践は切り離されたものではなく，人的保育環境と物的環境に関しても同様である。とりわけ保育者の意識や保育観とともに，園の保育環境全体とのかかわりでジェンダーを取り上げる研究，ジェンダー視点が保育構造全体とどのように関係してくるのかを明らかにする研究の進展が，今後の実践の広がり大きな影響を及ぼすものとして重要になると考えられる。

注)

- 1) 例えば1985年の「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准に際し，家庭科教育に関する見直しが行われ，1993年度から技術・家庭科の男女共修，1994年度からは高等学校での男女必修が実現したのである。「家庭科の男女共修を進める会」の活動や先駆的な各地の授業実践があったとはいえ，条約の批准を直接の契機としての実現であった。今日でも実質的に高等学校家庭科の男女共修が実施されているかという点については問題があり，また女子校，男子校など別学校をどう位置づけるかなど制度面の課題も解決されたわけではない。
- 2) 筆者らは，2003年度から，科学研究費補助金を受け，「保育者・親のジェンダー観がジェンダー・フリーの保育に及ぼす影響」に関する共同研究を始めている。2003年10月の段階で，保育所2箇所，幼稚園3箇所における保育観察及び各園5名程度の保育者インタビューについては，ほぼ完了している。
- 3) 江原は，「社会的・文化的に形成されている性別についての通念や知識」を表すものとして使用する方がより正確ではないかとしている。ただし，ここでの「通念」や「知識」は，科学的知識やこれらをもとにした言説，社会的実践，無意識に獲得される言語使用や身体の動かし方などをすべて含むものと捉えられている。
江原由美子 自己決定権とジェンダー 岩波書店 2002 pp.79 - 80
- 4) 東京女性財団 若い世代の教師のために あなたのクラスはジェンダー・フリー? 1995 p.6
- 5) 日野玲子 「ジェンダー・フリー教育」を再考する - 必要な状況定義的理解と具体的課題 季刊女も男も95号 2003 pp.21 - 23
- 6) 青野篤子 フェミニズムと教育 児童心理学の進歩2000年版 金子書房 pp.123 - 147
- 7) 保育所保育指針 第1章 総則 1保育原理 (2) 保育の方法
なお，幼稚園教育要領にはこのような記述はみられない。法令に準じる幼稚園教育要領に比べ，通知である保育所保育指針の方が今日の諸問題への対応を盛り込みやすい面をもつとされている。
- 8) 湯川隆子 性差の研究 柏木恵子，高橋恵子編著 発達心理学とフェミニズム ミネルヴァ書房 pp.116 - 140
- 9) 青野篤子，森永康子，土肥伊都子 ジェンダーの心理学 ミネルヴァ書房 1999
- 10) 森永康子 男らしさ，女らしさへの歩み 前掲9) pp.71 - 97
- 11) 「平成13年度0歳からのジェンダー教育推進事業 委嘱事業の概要」(文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課)
- 12) 子どもとジェンダーフリー 松戸市女性センターゆうまつど編 2001
- 13) 松戸市では現在は「ふりーせる」の語は使用せず，「ジェンダーにとらわれない保育」としての推進をはかるとしている。筆者らは，かつてのモデル園の1つなどを2003年9月に1日見学させていただいた。ある園では，遊びに関しても，クラスの枠が取り払われ，朝掲示やお知らせを見て，自分が遊びたい部屋や先生を選んで行くことにしており，保育者が一人ひとりの子どもの様子を継続的にみていくという点での配慮や保育者間の連携が重要だと思われた。
- 14) 山梨県立女子短期大学ジェンダー・フリー教育プログラム研究会 乳幼児期のジェンダー・フリー教育：

保育所・幼稚園におけるジェンダーをめぐる課題

- 問題提起と地域での実践に向けて(1)・(2) 山梨県立女子短期大学紀要 第34号 2001 pp.101 - 120, pp.121 - 134
- 15) 学校教育とジェンダー形成研究会 学校教育とジェンダー形成に関する研究(お茶の水女子大学附属学校連携教育研究) 1999
- 16) 山梨県立女子短期大学ジェンダー・フリー教育プログラム研究会 平成12年度少子化対策臨時特例交付金関係事業研究報告書
- 17) 森 繁男 幼児教育とジェンダー構成 竹内洋・徳岡秀雄編 教育現象の社会学 世界思想社 1995 pp.132 - 149
- 18) 河出三枝子 ジェンダー・フェイズからの幼児教育試論 - 保育現場におけるジェンダー・プラクティス 岡崎女子短期大学研究紀要 26 1993 pp.11 - 35

